

No.129

## 「確定申告」新春 特集号

令和6年2月1日

若松税務署管内税務推進協議会会報

編集人 兼 行人 北九州市若松区片山1丁目6-1-102号 小野 益博 (791)7005



中川通り

この間「貨物電車が廃止されることになったが感想を聞かせてほしい」と新聞社から電話があった。私は小さいころ、ここにドブ川があつて、川さらえした黒い泥が川の両脇に積まれてあつたのを覚えていて。そして今電車が消える。「人間は自分の顔のイボがなくなつても、しばらくは淋しいもの、利害は当事者の問題で、電車のスケッチは済みました」と答えた。

(昭和53年4月20日発行)

絵・文 片山 正信氏  
版画若松百景より)

遠岡水芦中若若若(公)若税  
賀垣卷屋間松松松若理士会  
町町町商税青松納貯若  
商商商商工務間色法連  
会相申松人合支  
工工工工議談告人合支  
会会会会所会会会会部

# 初春のご挨拶



若松税務署長  
川崎弘之



若松税務推進協議会会长  
小野益博

若松税務署管内税務推進協議会の会員の皆様におかれましては、お健やかに新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

また、旧年中は、税務行政に対しまして、深いご理解と格別のご支援等を賜り、厚くお礼申し上げます。

近年、税務行政を取り巻く環境は、経済社会のデジタル化やグローバル化の進展により、急速に変化しております。そのため、国税組織自身が経済社会の変化に対応できるよう、今後も業務改革やインフラ整備等に取り組んでまいります。

間もなく、令和五年分の確定申告の時期を迎えます。本年の確定申告は、昨年のインボイス制度実施後の初めての確定申告となります。事業者の皆様に適正かつ円滑に申告・納税をしていただけるよう、制度の定着に向けてきめ細やかな対応に努めてまいる所存です。

また、「マイナンバーカード」を利用した自宅型e-Taxの更なる利用拡大を推進しております。特に「マイナンバーカード」を利用した「スマホ申告」の利便性が飛躍的に向上しておりますので、簡単で便利な「キヤツシユレス納付」と併せてICTを利用した電子申告・電子納税をご利用していただきますようお願いいたします。

最後になりましたが、会員の皆様にとって心身共に健康で幸多き年となりますよう心から祈念いたしまして、初春の挨拶とさせていただきます。

令和六年の年頭に当たり、若松税務推進協議会の会員の皆様に謹んでご祝詞を申し上げます。

まずは、令和六年能登半島地震で被災された皆様ならびにそのご家族の皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を心よりお祈りいたします。

昨年六月に会長に就任し、ようやく半年が過ぎたところですが、まだまだ不慣れな私に対してしまして、会員の皆様から温かいお力添えをいただき誠にありがとうございました。

おかげをもちまして、税務推進協議会の活動におきましても、各種行事をコロナ禍以前と同様の体制で実施することができました。改めまして、若松税務署をはじめ実施に携わった皆様に心より感謝申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、五月に新型コロナウイルス感染症が2類から5類に変更となって、徐々に以前のような経済活動に戻ってきたと実感できる一年であったとともに、野球日本代表のWBC優勝や棋士である藤井聰太九段の八冠達成など明るい話題も多かった年でもありました。

その一方で世界に目を向けると、一昨年から続くロシア・ウクライナ問題に加えて、中東での軍事衝突や異常気象による大規模災害の発生など不安な状況が続いており、その影響で輸入製品を中心とした物価の高騰や円安が収まる気配は感じられず、企業活動や国民生活への悪影響が懸念されるところであります。

年は変わりましたが、昨年は消費税のインボイス制度が施行され、本年は所得税・住民税の減税が実施されるなど、毎年改正される税制は国民の生活に大きな影響を及ぼします。こうした時代だからこそ税の役割や大切さに国民がより一層関心を持つことが必要であり、税務推進協議会の活動が今後ともその一助になるものと確信しております。本年は、新紙幣の発行やパリ五輪も予定されており、こうした節目の機会を通じて社会経済活動が活発化することを願っております。

最後になりましたが、本年が会員の皆様にとりまして、より佳き年でありますことを祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

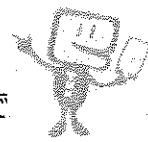
## 【確定申告会場】

### 会場

①若松税務署（北九州市若松区本町1丁目14番12号）

※駐車場が狭いですので、公共交通機関又は周辺の有料駐車場をご利用ください。

②AIM（アジア太平洋インポートマート）ビル3階  
北九州市小倉北区浅野3丁目8番1号



### 期間

①令和6年2月16日（金）から3月15日（金）まで

※ 土曜日、日曜日及び祝日は休みとなります。

②令和6年2月25日（日）

①②午前9時から午後4時まで

- 確定申告会場では、スマートフォンをお持ちの方は、原則、ご自身のスマートフォンにより、ご自分で申告書の作成を行っていただきます。

- マイナンバーカード方式によりスマホ申告を行う場合には、マイナンバーカード及びマイナンバーカードの暗証番号（署名用：英数字6～16桁、利用者証明用：数字4桁）が必要となります。
- 事前にマイナポータルアプリをインストールしていただくと手続きがスムーズになります。



- 会場への入場には「入場整理券」が必要です。

- 入場整理券の配付状況に応じて、早めに受付を終了し、後日の来場をお願いする場合があります。
- 入場整理券は、「国税庁LINE公式アカウント」を友だち追加することで、LINEを通じたオンライン事前発行が可能です。



国税庁LINE公式アカウント

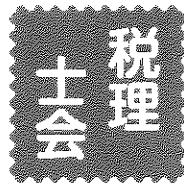
- 3月以降は大変込み合いますので、お早めの来場をお願いします。

- 収支内訳書や医療費の明細は作成してお越しください

- 用紙をお持ちでない方は、国税庁HPからダウンロードしてご使用ください

**納付書の事前送付の取りやめ**

ダイレクト納付などのキャッシュレス納付の利用拡大のため、令和6年5月以降送付分からe-Taxにより申告書を提出している法人の方などについて、納付書の事前の送付を取りやめることになっております。詳しくは税理士にご相談ください。



(五十音順)

**税理士会若松支部**

氏名	事務所所在地	電話	氏名	事務所所在地	電話
穴井 秀幸	遠賀郡岡垣町中央台1丁目11番9号	283-2445	田口 和博	北九州市若松区小敷ひびきの3丁目5番1号	741-5775
井浦 幹夫	中間市東中間1丁目7番3号	243-1188	田口 真崇	〃 小敷ひびきの3丁目5番1号 田口和博税理士事務所	741-5775
石田 光明	遠賀郡岡垣町戸切1387	281-5005	竹内 清二	〃 白山1丁目9番4号 税理士法人 竹内会計	761-4125
石田 義英	中間市中央2丁目5番23号	245-6748	藤堂 信司	中間市小田ヶ浦1丁目1番17号	090-8625-7000
伊藤 道夫	〃 弥生1丁目14番43号	245-4372	時永 昌和	北九州市若松区白山1丁目18番6号 アイビル2F	751-0030
猪原 清典	北九州市若松区青葉台西3丁目22番5号	742-2910	中尾 寿子	遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14--201号	282-2825
宇野 耕一	遠賀郡水巻町緑ヶ丘2丁目4番6号	201-1671	中村 悅郎	北九州市若松区白山1丁目7番3号	771-4355
植園 大佳調	遠賀郡岡垣町旭台3丁目2番4号	282-7913	中村 誠	〃 東二島5丁目9番22-207号	791-6877
大津 康裕	北九州市若松区東二島5丁目14番69号	980-4425	中村 淑恵	〃 白山1丁目9番4号 税理士法人 竹内会計	761-4125
大塚 克己	中間市中間1丁目8番1号-202号	050-5211-7461	西澤 勉	遠賀郡岡垣町東山田1丁目10番40号	282-5792
岡部 勝成	北九州市若松区大字大鳥居425	741-4403	西田 均	〃 水巻町宮尾台5番12号	980-2190
小野 益博	〃 片山1丁目6-1-102号	791-7005	西原 正司	中間市鍋山町5番20号	244-1020
片山 和博	遠賀郡水巻町梅ノ木団地41番17号 K&Kビル2F	203-3001	仁部 義宏	〃 岩瀬1丁目8番1号 東海俱楽部1-203号	246-1703
加藤 博道	〃 遠賀町大字別府3178番地3	701-4180	能美 雅昭	北九州市若松区川町3番25号	751-0705
木村 博俊	〃 岡垣町旭台3丁目11番4号	283-0380	野上 浄治	遠賀郡岡垣町野間2丁目2番4号	553-0290
工藤 泰則	中間市中間3丁目18番5号	246-1685	野末 昌資	〃 旭南17番6号	283-4027
久保田浩一	遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号 中尾寿子税理士事務所	282-2825	濱崎 恭	北九州市若松区本町3丁目11番1号 ペイサンドラ若松本館4F坂根洋輔税理士事務所	761-6993
倉地 和敏	〃 南高陽6番12号	282-2496	原 和枝	遠賀郡水巻町頃末南2丁目4番16号	201-6461
古後 和弘	北九州市若松区鴨生田3丁目14番5号	791-5881	樋口 之春	北九州市若松区高須東4丁目6番22号	741-5556
小竹エリナ	〃 ひびきの1番8号-3階 アネーラ税理士法人	616-8218	久野 靖典	中間市桜台2丁目14番5号	244-5608
小林 香織	遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号 中尾寿子税理士事務所	282-2825	平島 靖元	北九州市若松区本町3丁目2番23号	751-3021
近藤 邦雄	〃 水巻町頃末南3丁目19番25号	201-5591	深田 満子	遠賀郡岡垣町大字高倉575番地	283-2345
坂口 充笑	中間市大字下大隈1703番地	244-4451	藤本 泰秀	北九州市若松区青葉台東1丁目7番24号	741-4894
坂口 誠一	北九州市若松区用勾町30番6号	701-3078	吉津 剛	遠賀郡遠賀町松の本5丁目10番18号	293-3945
坂根 洋輔	〃 本町3丁目11番1号 ペイサンドラ若松本館4F	761-6993	堀江 祐治	北九州市若松区青葉台南3丁目6番4号	741-2765
澤田 一弘	〃 青葉台西5丁目17番2号	555-1894	松木摩耶子	〃 ひびきの1番8号-3階 アネーラ税理士法人	616-8218
塩野谷直紀	遠賀郡岡垣町大字内浦150番地1	482-8277	松田 剛和	遠賀郡遠賀町旧停1丁目4番7号	291-5601
柴田 拓保	北九州市若松区本町1丁目9番8号 プレステージ本町301号	090-2732-6266	松原 友慈	〃 芦屋町高浜町18番40号	090-8268-9579
城野 博美	遠賀郡遠賀町芙蓉2丁目6番11号	293-7137	武藤 淳	中間市東中間2丁目19番28号 アネーラ税理士法人 中間事務所	245-1600
白石 哲則	〃 大字上別府594番地	293-9278	森岡 政志	遠賀郡岡垣町旭南16番13号	090-9656-0750
鈴木 良樹	中間市土手ノ内3丁目35-27	980-1135	山形 大輔	北九州市若松区高須東4丁目6番22号	701-6780
副田 義男	北九州市若松区二島6丁目4番55号 第5竹ビル3階	701-3567	山根 慎一	遠賀郡水巻町中央9-26-2F	863-0175
高司 靖	中間市岩瀬西町4番39号	245-5491	吉田 秀樹	中間市鍋山町16番1号	245-5857
高瀬 浩司	遠賀郡岡垣町公園通り1丁目10番15号	282-1675			

**税理士法人**

名称	事務所所在地	電話
アネーラ税理士法人	北九州市若松区ひびきの1番8号 北九州学術研究都市事業化支援センター3階	616-8218
アネーラ税理士法人 中間事務所	中間市東中間2丁目19番28号	245-1600
九思税理士法人 福岡事務所	遠賀郡岡垣町旭台3丁目2番4号	282-7913
税理士法人 竹内会計	北九州市若松区白山1丁目9番4号	761-4125



**[若松税務署管内の税務相談所]**

**若松税務相談所** 若松区本町三丁目11-1  
ベイサイドプラザ若松本館4F  
(電話) 771-3726番(代)

**中間税務相談所** 中間市長津一丁目7-1  
中間商工会議所内  
(電話) 245-1081番

**芦屋税務相談所** 遠賀郡芦屋町中の浜9-52  
芦屋町商工会内  
(電話) 222-2111番

**水巻税務相談所** 遠賀郡水巻町頃末北一丁目9-7  
水巻町商工会内  
(電話) 201-7551番

**遠賀税務相談所** 遠賀郡遠賀町遠賀川二丁目6-18  
遠賀町商工会内  
(電話) 293-0165番

**岡垣税務相談所** 遠賀郡岡垣町海老津駅前9-36  
岡垣町商工会内  
(電話) 282-0294番

## 県税だより

### 県税Q&A ~自動車税(種別割)編~

**Q** 去年、車を買ったときに前の車を下取りに出したのに、前の車の納税通知書がきました。どうしてですか?

**A** 自動車税(種別割)は4月1日現在の自動車の所有者に課税されます。質問のケースでは、3月31日の時点での前の車の廃車(抹消登録)又は名義変更(移転登録)の手続きが行われていないことが考えられますので、下取りに出したところに確認してください。

**Q** グリーン化税制で自動車税(種別割)が軽減される車を購入しましたが、軽減を受けるには何か手続きが必要なのでしょうか?

**A** グリーン化税制の軽課を受けるに当たって特別な手続きは必要ありません。自動車税(種別割)の納税通知書をお送りするときは、既に軽課(減額)した税額で送付しています。

**こんなときは必ず運輸支局または自動車検査登録事務所で手続きを!**

**(1) 自動車を手放す場合・譲り受ける場合**

自動車を譲渡したり下取りに出したりするとき、または自動車を友人や知人から譲り受けるときは、必ず移転又は抹消登録の手続きをしましよう。登録がそのまままだ、前の所有者に自動車税(種別割)がかかります。

**(2) 壊れて動かなくなつた自動車をもつている場合**

一日も早く抹消登録の手続きをしましよう。手続きをすれば、翌月から3月までの月割の税額が減額されます。手続きを行わなければ、いつまでも自動車税(種別割)がかかります。車検切れで使用しなくなつたときや、解体したときも同じです。

**(3) 引越しをする場合**

必ず住所変更の手続きをしましよう。

住民票を移しても、納税通知書は運輸支局に登録されている住所に送られます。

**お問合せ先**

福岡県北九州西県税事務所 自動車税係

TEL 093(662)9312

## 市町村税だより

住民税の申告を、お忘れなく!

令和五年一月一日(十二月三十一日)に所得があった方は、原則として住民税の申告が必要です。

北九州市、中間市、遠賀郡各町では、次のとおり住民税の申告を受け付けます。

**【申告期間】**  
・市・町によつて申告期間が異なります。若松税務署の確定申告期間とも異なりますので、お住まいの市・町にご確認ください。

**【申告場所・申告方法】**  
・お住まいの市・町にご確認ください(郵送での申告や、オンライン申告を実施している市町もあります)。

**【申告が不要な方】**

- ・確定申告を行つた方
- ・収入が給与又は公的年金のみの方(但し、給与の支払先が複数ある場合や、住民税で各種控除の適用を希望する場合等、申告が必要な場合があります)
- ・前年中に所得がない方(但し、所得の証明が必要な方は申告が必要です)

**【申告に必要なもの】**

- ①マイナンバーカード又はマイナンバーが分かる書類(通知カード等)と本人確認書類(運転免許証等の写真付公的身分証明書等)
  - ②所得を証明できる書類や帳簿等(源泉徴収票等)
  - ③国民健康保険料等の領収書又は社会保険料控除証明書
  - ④生命保険料等の控除証明書
  - ⑤医療費控除の明細書・医療費通知(医療費の領収書の提出は不要)
  - ⑥寄附金受領証明書
  - ⑦障害のある方については、身体障害者手帳等
- ※なお、印鑑は不要ですが、代理申告の場合等については、お住いの市・町にご確認ください。

**【上場株式等の配当所得等に係る課税方式が統一されます!】**

上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税と住民税とで異なる課税方式の選択が可能でしたが、令和六年度(令和五年分)より、その取扱いが大きくなりますので、注意ください。

**お問合せは、令和六年一月一日にお住まいの各税務担当課へ**

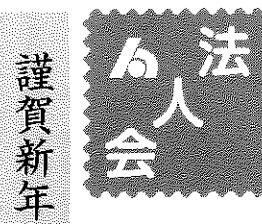
若松区役所	□ 7 6 1 - 4 1 8 2	(直通)
中間市役所	□ 2 4 6 - 6 2 3 8	(直通)
芦屋町役場	□ 2 2 3 - 3 5 3 4	(直通)
水巻町役場	□ 2 0 1 - 4 3 2 1	(内線111・112)
岡垣町役場	□ 2 2 8 2 - 1 2 1 1	(内線271・272)
遠賀町役場	□ 2 9 3 - 1 2 3 7	(直通)

新規会員の皆様に、新年のご挨拶とさせていただきます。これらの方々が、年頭のご挨拶とさせていただきます。

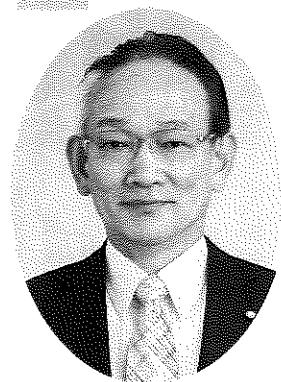
新規会員の皆様に、新年のご挨拶とさせていただきます。これらの方々が、年頭のご挨拶とさせていただきます。

新規会員の皆様に、新年のご挨拶とさせていただきます。これらの方々が、年頭のご挨拶とさせていただきます。

新規会員の皆様に、新年のご挨拶とさせていただきます。これらの方々が、年頭のご挨拶とさせていただきます。



謹賀新年



岡部憲昭会長

令和五年度  
中学生の「税についての作文」

若松法人会 会長賞

北九州市立 洞北中学校三年 善明 朔司

児童養護施設と税金

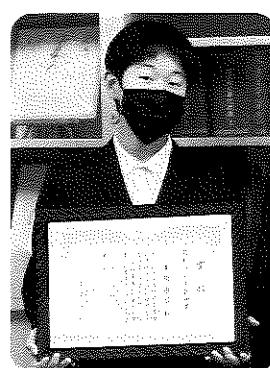
「税金って何だろう。」誰もが聞いたことがあるこの言葉。自分で買物をする時にも「税金って高いな。」と思う一方、実際には税金について詳しくは知りません。そこで、今回詳しく述べてみたいと思いました。

突然ですが、僕は児童養護施設で

日々の生活を過ごしています。今回、税金のことを調べる上で一つの疑問が生まれました。それは、「自分はどういう仕組みです。しかし、最近では、こども家庭庁が検討中ということで、うれしい反面もあります。しかし、実現は難しいこともわかるので、近いうちに変化があることを期待しています。

児童養護施設と税金について調べていくうちに、たくさん新しい知識が増えてよかったです。今回のことを見て、これから税金のニュースに耳が傾きそうです。将来社会に貢献するかたちで恩返しがしたいと思いました。

新規会員の皆様に、新年のご挨拶とさせていただきます。これらの方々が、年頭のご挨拶とさせていただきます。

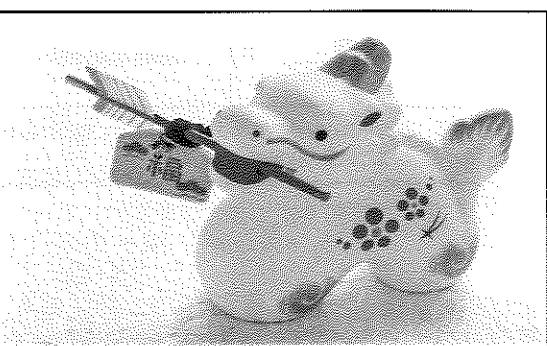


善明 朔司さん

自分が税金のおかげで救われていることの具体的例の一つに医療があります。

僕は病院に通院する時、お金を払うところを入所後、見たことがあります。疑問に思い調べたところ、何と医療費までが国の負担になっていました。この現状を

知り、社会に出て、貢献しようと考えました。



# 謹賀新年

今年も法人会の福利厚生制度の普及を通じ  
会員企業の役員・従業員とそのご家族の皆様に

安心をお届けしてまいります

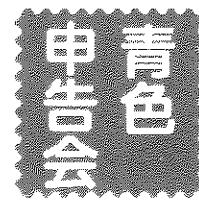
本年も何卒よろしくお願い申し上げます

令和六年

(引受保険会社) アフラック 北九州支社

〒802-0005 北九州市小倉北区堺町1-2-16  
十八銀行第一生命共同ビル8階

法人会用フリーダイヤル **0120-876-505**  
受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)



若松青色申告会  
会長  
川井和久

## 新年のご挨拶

を迎えております。今後もこの変化の継続は確実であり、対応する為には従来の考えに拘泥せず、新しい発想を取り入れていく姿勢が必要になると思われます。

令和六年の念頭にあたり、会員の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

皆様には日頃から当会の活動に對し、深い理解と温かいご支援を賜り、誠にありがとうございます。

また、税務当局をはじめ関係団体の皆様にも平素から会運営に一 方ならぬご指導、ご芳情を賜り感謝申し上げます。

昨年を振り返りますと、コロナに対応した行動制限・入国制限など の規制の撤廃も行われたことにより人流が回復し、経済活動の正常化が着実に進んだ一年でした。このような経済活動の正常化が進む中で、ICT（情報通信技術）の活用に伴うDX化（デジタル化）の急速な推進に伴い、私達の日常生活や個人事業者の業種・業態ニーズ、更には働き方においても多種多様化が進み、社会環境は大きな変化の時

間です。そこで、本年も若松青色申告会の活動に關係各位のご支援ご協力をお願い申し上げます。

ボイス登録を行つたことによって、消費税の納税義務が生じることとなつた個人事業者の方も大幅に増加しております。消費税の申告における個人事業者の方も一層大きくなると認識しております。当会におきましては日常の記帳帳簿の保存等はますます重要となるに従い、青色申告会の役割も一層大きくなると認識しております。

最後になりますが、本年も若松青色申告会の活動に關係各位のご支援ご協力をお願い申し上げます。

### 青色申告特別控除

事業所得や不動産所得を生ずべき事業を営んでいる青色申告をされている方で、正規の簿記の原則（一般的には複式簿記をいいます。）により記帳している方については、一定の要件の下で、事業所得等の金額から最高 55 万円を差し引くことができます。

55 万円の控除の要件に加えて、e-Tax による申告（電子申告） 又は、優良な電子帳簿の保存の要件を満たしている方は、最高 65 万円を差し引くことができます。

※ 簡易な帳簿による記帳であっても、10 万円の青色申告特別控除の適用を受けることができます。

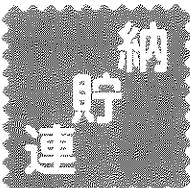
※ 現金主義による所得計算の特例の適用を受けている場合は、55 万円及び 65 万円の青色申告特別控除の適用を受けることができません（10 万円の青色申告特別控除の適用は可能です。）。

適用要件	複式簿記（正規の簿記の原則で記帳）	貸借対照表と損益計算書を添付	期限内に申告（注①）	e-Tax で申告 又は 優良な電子帳簿の保存
青色申告特別控除額	65 万円	○	○	○
	55 万円	○	○	—
	10 万円 (簡易な記帳)	— (注②)	—	—

注1 選付申告の場合も翌年3月15日までに提出が必要です。

2 損益計算書の提出は必要です。

監事	高司政紀	宇野耕一	小早川敬義	山口和博	安部和則	若松理容組合	竹内清二	津田文史朗	遠賀中間医師会	小野益博	葵コボレーション	小早川尚久	吉賀洋明	三好商店	川井和久	吉賀雅之	正一商店	若松区医師会
工藤泰則	澤田一弘	仁部義宏	高司政務所	宇野耕一	安部和則	若松理容組合	竹内清二	津田文史朗	遠賀中間医師会	小野益博	葵コボレーション	小早川尚久	吉賀洋明	三好商店	川井和久	吉賀雅之	正一商店	若松区医師会
工藤泰則	澤田一弘	仁部義宏	高司政務所	宇野耕一	安部和則	若松理容組合	竹内清二	津田文史朗	遠賀中間医師会	小野益博	葵コボレーション	小早川尚久	吉賀洋明	三好商店	川井和久	吉賀雅之	正一商店	若松区医師会
工藤泰則	澤田一弘	仁部義宏	高司政務所	宇野耕一	安部和則	若松理容組合	竹内清二	津田文史朗	遠賀中間医師会	小野益博	葵コボレーション	小早川尚久	吉賀洋明	三好商店	川井和久	吉賀雅之	正一商店	若松区医師会
工藤泰則	澤田一弘	仁部義宏	高司政務所	宇野耕一	安部和則	若松理容組合	竹内清二	津田文史朗	遠賀中間医師会	小野益博	葵コボレーション	小早川尚久	吉賀洋明	三好商店	川井和久	吉賀雅之	正一商店	若松区医師会



## 中学生の「税についての作文」

若松税務署長賞

### 「みんなのための税金」

水巻南中学校 三年 楠松 大翔

夏休みの野球の遠征でつかつたお土産代、三千三百円のうち三百円が税金で、私も納税者ともいえるのだろうか。わずか三百円かもしれないが、福岡県民五百万人が三百円の消費税を払つたら十五億円にもの大金になることがわかる。しかし、国の税収は約六十九兆円にもなるらしく、こんなにたくさんのお金をどのように使つているのだろうか。国税庁によると、これらのお金は社会保障や公共事業などに多く使われていることがわかる。それでは、税金がなくなるった場合、私の生活はどうのようになるのだろうか。

まず、医療費だが、私が住んでいる町は高校を卒業するまで、自己負担が必要ない。しかし、アメリカでは、盲腸になつて手術をしたら三百万円も請求されるそうだ。むし歯だと、十万円以上かかるとのことだ。もし私が病気になつても十分な治療を受けることができないと考えられる。なぜなら、そのような金額を払う余裕がないと思われるからだ。健康であれば働けるが、年をとると病気をしたり、足や腰を悪くしてしまふ。若い人と同じように働くことが困難である。そのため、年金をもらえる日本の税金システムは良いと考える。

さらに、水道料金を見ると、ヨーロッパの多くの国は日本の二倍以上、デンマークでは、四倍近くかかるということから、公共事業に税金が使われることによるのではないだろうか。一方で、税金（所得税）は、収入が多

い人ほど高いことがたびたびニュースになつて、日本人大リーガーやサッカーチームが引退後も海外を拠点にするのは、日本の税金の高さが原因という話もあるようだ。

い人ほど高いことがたびたびニュースになつて、日本人大リーガーやサッカーチームが引退後も海外を拠点にするのは、日本の税金の高さが原因という話もあるようだ。

い人ほど高いことがたびたびニュースになつて、日本人大リーガーやサッカーチームが引退後も海外を拠点にするのは、日本の税金の高さが原因とい

中村 誠 税理士事務所

中村 誠

北九州市若松区東二島5丁目9番22-207号

TEL 791-6877

FAX 791-6877

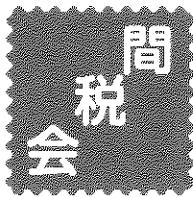
小さな税金、大きな税金  
福岡国税局長賞  
若松中学校 三年 都留 宝  
豊かさへの架け橋  
若松税務署長賞  
水巻南中学校 三年 井上 胡弥  
みんなのための税金  
福岡県北九州西県税事務所長賞  
私たちを支える車の税  
石峯中学校 三年 井上そら子  
北九州市長賞  
洞北中学校 三年 三幣すずな  
税金で明るい未来へ  
若松中学校 三年 中山 萌寧  
遠賀町長賞  
芦屋町長賞  
中間市長賞  
中間市教育長賞  
私の学びを支える存在  
中間北中学校 三年 山崎 瑞南  
「あたりまえ」は税金のおかけ  
中間南中学校 三年 貴島 奏  
(公社)若松法人会会長賞  
芦屋中学校 三年 土谷龍圭貴  
増税・減税 「決着?」録  
税金の使い道  
遠賀南中学校 三年 米倉 彩愛  
税金と私たちの安全  
遠賀中学校 三年 岡村 彩柳  
税金の大切さ  
若松納稅貯蓄組合連合会会長賞  
石峯中学校 三年 角 晃翔  
「消費税と私たち」  
中間中学校 三年 吉竹亞季那  
岡垣町長賞  
遠賀中学校 三年 池内 ほの  
税金問題の解決に向けて  
岡垣東中学校 三年 梅津 采花  
譲る  
高須中学校 三年 中島 歩実

全国民の募金活動  
水巻中学校 三年 吉村 リオ  
災害、疫病の時の税金のつかわれ方  
水巻中学校 三年 岩永 智恵  
洞北中学校 三年 善明 蘭司  
税について  
中間東中学校 一年 梶原 陽花  
税金の大切さ  
中間中学校 三年 角 晃翔  
税金の大切さ  
高須中学校 三年 中島 歩実

しかし、この年齢層の中にも低所得の人や病気などで働くことができない人がいるため、もつと多くの額を支払う必要があるが、日本人の現在の平均年収を考えると大変な負担になるといえる。私は、このことを月のおこづかいに置き換えてみようと思う。月に一万円もらって、日本人大リーガーやサッカーチームが引退後も海外を拠点にするのには、日本の税金の高さが原因という話もあるようだ。

い人ほど高いことがたびたびニュースになつて、日本人大リーガーやサッカーチームが引退後も海外を拠点にするのには、日本の税金の高さが原因とい

私は、このことを月のおこづかいに置き換えてみようと思う。月に一万円もらって、日本人大リーガーやサッカーチームが引退後も海外を拠点にするのには、日本の税金の高さが原因とい



## 「税の標語」優秀作品決まる

間税会では、租税教育推進の観点から「税の標語」の募集活動にも取り組んでいます。

募集は、平成五年から実施していますが、第三十一回目となる令和五年度も、一般社団法人大蔵財務協会の後援の下に、間税会員、その家族や知人などのほか、小・中学校及び高等学校を通じてその生徒、さらには、インターネットにより広く一般の方を対象にして募集した結果、多数の応募がありました。

この応募作品について、厳正な審査を経て、最優秀作品一点、優秀作品四点、佳作作品十点、合計十五点の優秀作品が決まりました。

### 最優秀賞

意外と簡単 e-Tax 電子帳簿もDX

茨城県常陸太田市 加藤木克也

募集活動にも取り組んでいます。

### 優秀賞

「始まった！」しっかりと確認 インボイス

北海道旭川市 上西 恒次

納めよう 未来につなぐ 消費税

東京都江東区 小原 均

税負担公平促す インボイス

群馬県高崎市 中澤 純子

インボイス 売り手も買い手も 要チェック

佐賀県佐賀市 福田 亜理

### 佳作

消費税 社会保障の大きな支え

東京都江戸川区 荒井 香名

あら便利自宅で簡単 e-Tax

府中市立府中第十中学校 加藤 陽悠

スマホかららくらく申告 e-Tax

広島県吳市 栗林 徹

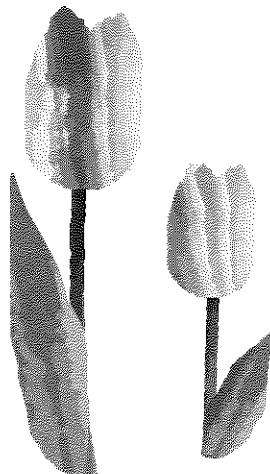
「ありがとう」あなたの税が未来の笑顔

横浜市立保土ヶ谷中学校 藤町 真

納税も簡単便利に キヤッショレス

聖マリア女学院高等学校 松原ちとせ

愛知県小牧市 山下 和晃



## 談室

### 三里四方の野菜を食べよ

年末年始は実家に帰られた方も多いのではないかでしょう。生まれ育った地域に帰ると風の匂いさえ懐かしさを感じるもので、懐かしいと言えば地元で戴く郷土料理は格別のものがあります。

福岡県だけでも北九州（豊前）、宗像、博多、筑豊、筑後と各地に地元の食材を使った郷土料理があります。

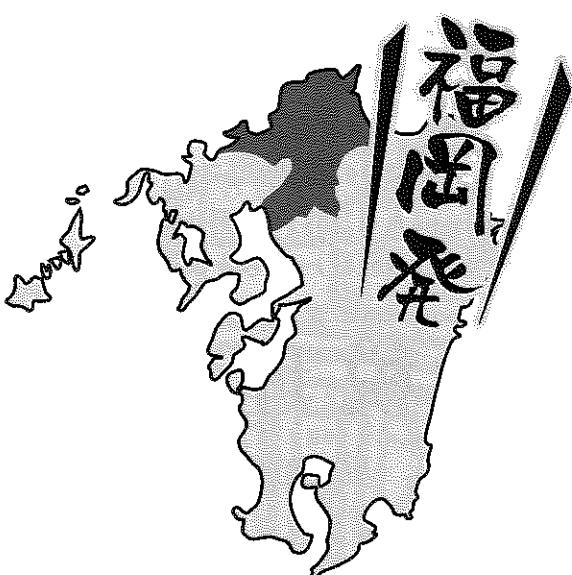
筑後と各地に地元の食材を使った郷土料理があります。

そして、その地方の醤油が味の基本になっています。  
お膝元の北九州では小倉の糠焚き（じんだく煮）が先ず浮かびます。江戸時代に豊前の国小倉城の城主、細川忠興が前任地の京都で保存食とされていたイワシの糠漬けを持ち込んだのではと推測されます。その後小笠原藩主の小笠原忠真も糠漬けを好んだ事から北九州では代々糠床を大切に受け継ぐ風習が残った様です。

宗像には、特にお正月に重用されるノウサバがあります。これはホンザメを天日干しにしたものをお出し醤油に漬け込んだ料理で、数の子が手に入らないときに代用品として食べられていました。今でも道の駅等で手に入るので機会があればお試し下さい。お酒のアテにもピッタリです。

博多は郷土料理が多く、ご存じのガメ煮を始め、おきゅうとやアブツテカモなど海産物を使つたものも多々あります。ガメ煮は豊臣秀吉の朝鮮出兵時にドブの亀と言われたスッポンを材料としていた事からガメ煮の名が付いたと言われています。おきゅうとはエゴ

海苔で作つたトコロテンみたいな物で朝食にはなくてはならない存在で毎朝おきゅうと売りの声が町に響いていたと言われています。アブツテカモはスズメダイに塩を振つて生干したもので、これを炙つて畳むからとから、小麦粉を使つたおやつも多く残っています。「アブツテカモ」と名が付きました。塩が効いていて美味しいのですが、とにかく小骨が多く食べづらかった記憶があります。



すが、ダブはダブルの意味でしょうか。

筑後地方は広いので海山の珍味を使った郷土料理が数あります。この地方は小麦の栽培が盛んだたことから、小麦粉を使つたおやつも多く残っています。「アブツテカモ」は小麦に少量の塩を加えて伸ばし茹で上げたものを短冊に切り、きな粉や黒糖をかけて食べる素朴なおやつです。優しい舌ざわりが何とも言えず後をひきます。瀬高の高菜漬けは三池高菜を塩と唐辛子で漬け込み樽で寝かせます。このままだと青高菜ですが、ウコンを加えて発酵させると酸味がある高菜漬けになります。

有明海沿岸部では河原の葦の葉姿を変えたと言われるエツやクツヅコ（舌平目）、ワラスボにムツゴロウやワケのシンノスにメカジヤなど、珍しい料理のオンパレードです。しかし、何といっても有名なのは柳川の鰻、特にセイロ蒸しではないでしょうか。実は江戸時代から柳川の鰻は特別で、柳川藩の鑑札が無ければ漁として獲ることはできませんでした。三百年以上前、今も営業を続ける元祖本吉屋がその鰻を熱々の状態で食べてもらおうと考案されたのがセイロ蒸しです。

郷土料理は代々その地方で受け継がれてきた大切な料理です。下ごしらえや地元の調味料を使って手間暇かける料理は、コンビニやインスタント食品ファミレスやファストフードその他あらゆる国の料理に慣れてきた現世代にはとつつきにくいかも知れません。SDGsが求められる今、地産地消を活用した郷土料理を見直す時ではないでしょうか。

～迎春～

# 能美雅昭税理士事務所

税理士 能美雅昭

北九州市若松区中川町3番25号

TEL (093) 751-0705

FAX (093) 751-5118

# 近藤邦雄税理士事務所

税理士 近藤邦雄

遠賀郡水巻町頃末南3丁目19番25号

TEL (093) 201-5591

FAX (093) 201-5592

# 小野益博税理士事務所

税理士 小野益博

北九州市若松区片山1丁目6-1-102号

TEL (093) 791-7005

FAX (093) 791-7006

# 堀江祐治税理士事務所

税理士 堀江祐治

北九州市若松区青葉台南3丁目6番4号

TEL (093) 741-2765

FAX (093) 741-2761

# 山根慎一税理士事務所

税理士 山根慎一

遠賀郡水巻町中央9-26-2F

TEL (093) 863-0175

FAX (093) 863-0176

# 澤田一弘税理士事務所

税理士 澤田一弘

北九州市若松区青葉台西5丁目17番2号

TEL (093) 555-1894

FAX (093) 776-1058